

小千谷市とアクサ生命保険株式会社における  
健康経営の推進等に関する連携協定

小千谷市（以下「甲」という）とアクサ生命保険株式会社（以下「乙」という）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり健康経営の推進、女性活躍推進及び定住促進に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市内企業等の健康経営の普及啓発、女性活躍推進及び定住促進の取組を通じて、市民及び市内企業の従業員の健康増進やその環境づくりに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協働する。

- (1) 市内企業等における健康経営の普及推進に関する事
- (2) 市内企業等における女性活躍推進や定住促進に関する事
- (3) 市民の健康増進に関する事
- (4) その他目的を達成するのに必要な事項に関する事

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間の終了1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本

協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月25日

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

新潟県新潟市中央区

万代島ビルディング10F

（甲）小千谷市

（乙）アクサ生命保険株式会社

市長

宮崎悦男

新潟支社長

江岸達也